

建築工事における工事設計変更事務取扱要領の例示について

- 第1 第4条（1）ただし書きの「別件発注するのが妥当な場合」としては、契約目的物と関連のないものを指す。
- 第2 第4条（2）「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合」としては、おおむね次に掲げる場合を指す。
- （1）地盤の改良
 - （2）災害等による復旧工事
 - （3）建物の構造及び規模の変更
- 第3 第7条「建築工事等」とは、建築工事、管工事、機械工事及び電気工事とする。
- 2 第7条「軽易な事項」として認めることのできるものは、次の各号のいずれかに該当する軽微な内容変更のものを指す。
- （1）変更部分は、工事目的を変えないもの。
 - （2）工事の「納まり」上やむを得ないと認められるもの。
 - （3）外構工事の取合わせ等によるもの。
- 3 軽易な事項として処理するには構造・外観・機能又は、その契約目的を元設計より品質・規格・性能を低下させないものとする。
- 4 軽微な内容変更の数量等で許容誤差の範囲と認め、契約内容として取扱うものは、次の各号による。
- （1）軽微な内容変更の出来形における面積・延長・体積等の数量については、設計数量と実測数量の差が、計測方法による積算上の許容誤差と認められる範囲のもの。
 - （2）施工上の「納まり」で許容誤差の範囲と認められるもの。

平成10年3月31日決裁

平成10年4月1日施行

平成23年4月1日施行

平成25年7月1日施行